

12月の税務カレンダー

国民健康保険 第7期
固定資産税 第3期

12月28日(土)から1月5日(日)まで
カワサキ会計事務所はお休みします

長崎市ホームページより



就業規則は定期的に見直しましょう

就業規則は10人未満の事業所は作成義務はありませんが、経営を円滑に進めるためにも作成することが推奨されています。

作成しましたら、最新の法律に照らし合わせ、定期的な見直しを行いましょう。

例えば「定年」については、高年齢者雇用安定法により、2025年4月からは65歳までの継続雇用制度が義務化となります。ただし、65歳までの定年延長が義務化となったわけではなく、下記3つのいずれかを導入すればよいということになります。

- ①65歳までの定年引き上げ
- ②65歳までの継続雇用制度の導入
- ③定年の廃止

現在の就業規則が以下のような[例]の一文のみであれば2025年4月からの義務化に対応していません。

[例] (定年等)

第〇〇条 労働者の定年は、満60歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。

「モデル就業規則」を一部掲載します。

[モデル1] (定年等)

第〇〇条 労働者の定年は、満65歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。

* 上記①を満たします。

[モデル2] (定年等)

第〇〇条 労働者の定年は、満60歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、定年後も引き続き雇用されることを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない労働者については、満65歳までこれを継続雇用する。
- 3 前項の規定に基づく継続雇用の満了後に、引き続き雇用されることを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない労働者のうち、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する者については、満70歳までこれを継続雇用する。

- (1)過去〇年間の人事考課が〇以上である者
- (2)過去〇年間の出勤率が〇%以上である者
- (3)過去〇年間の定期健康診断結果を産業医が判断し、業務上、支障が無いと認められた者

* 上記②を満たします。ただし上記3は努力義務事項です。

<預金の金利に注意！>

令和6年12月4日の日経新聞によれば、「普通預金 金利2%」「paypay銀 円とドル同時で適用」という記事が掲載されています。

その記事によれば、paypay銀行に円と米ドルの両方を普通預金に預け入れた場合の金利を年2%にするとのこと。預け入れには上限があるようです。また米ドルでの運用となるので、米ドル預金残高は為替変動の影響を受けることになります。

paypay銀行では、預金獲得のためとして、継続的な政策とするとの話です。

金利年2%という数字は、メガバンクの20倍の水準となります。SBI新生銀行は、28歳以下を対象に通常の約3倍にあたる年0.3%にしました。

円金利は10年物国債でも1.1%弱の水準にとどまっており、円普通預金だけでなく、有価証券運用等で高い利回りが期待できるドルの普通預金と組み合わせることで2%の金利提供ができると判断した模様です。

paypay銀行の今回の政策にメガバンクや地方銀行等が、追随するのか？様子見か？しばらくしないとわかりませんが、預金金利競争の時代が到来するかも知れません。